

令和4年度 川崎駅東口駅前広場イベント実施 事業者募集要項

1. 本事業について

① 目的

公共空間の利活用を通じた賑わいの創出や回遊性の向上による、地域経済の活性化及びエリア価値の向上。

② 事業概要

川崎駅東口駅前広場で定期的にイベントを実施する事業者を募集します。なお、提案頂いたイベントの企画については、本市で内容の審査等を行ったうえで、採用する事業者を決定します。

2. 実施概要

① 実施エリア

川崎駅東口駅前広場のうち、川崎ルフロン前の歩道部分

(9②及び別添事業エリア詳細図も御参照ください。)

なお、同駅前広場周辺のその他の公共空間等の利用を希望する場合等は、本市と協議してください。

② 実施期間

令和4年5月～令和4年12月

③ 実施頻度

月1回以上

④ 実施内容

飲食、物販、パフォーマンス、ワークショップ等(以下「店舗等」とする)による賑わいの創出に資するイベント。

※個別の店舗等の募集ではなく、複数の店舗等を集めたイベント単位での募集となります。

なお、提案内容については、8①の通り店舗等の調整を頂く可能性がありますので、予めご承知おきください。

⑤ 費用負担

本募集への応募、各種申請等及び事業実施に係る費用については応募者の負担とします。

⑥ 出店料等

本市への出店料：無料

インフラ使用料：無料(インフラについては9②を御参照ください)

道路占用料：イベント実施により収益が発生しない場合や発生した収益をイベント運営費等に充当する場合には免除。詳細はガイドラインをご覧ください。

<<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000076081.html>>

※イベント実施に係る各申請に伴い別途申請料等が発生する場合があります。

イベント実施に係る各申請に伴い収支の報告を求められる場合があります。

イベント主催者が個別の参加店舗から出店料を徴することは可能です。

来場者から実施エリアへの入場料を徴することはできません。

⑦ その他の申請等について

実施事業者として決定した場合には、本市より後援を受けていただきます。

イベント実施にあたり必要になる各種申請・届け出等については事業者が行ってください。ただし、道路占用許可等について、本市名義で申請を行う場合もありますので、申請に当たっては本市と協議をしてください。

なお、飲食を伴うイベントの際に川崎区役所衛生課に対し申請が必要となる「行事開催届」については、1年間に4回の申請までとなっております。行事開催届の申請を伴うイベントについては回数に制限がありますのでご注意ください。申請が必要となる条件等、詳細については本市ホームページをご確認ください。

<<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000035604.html>>

3. 募集対象

次の各号を満たす団体等を募集対象とします。

- ① 事業目的に沿った内容を実施すること
- ② 暴力団関係者及び暴力団関係企業又は反社会的行為を行う者でない
- ③ 市税等の滞納をしている者でない
- ④ 破産法に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされた者、民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされた者、又はこれに類する倒産手続きの申立てがなされた者でない
- ⑤ 以下のいずれかを満たす団体等であること。
 - ・本市及び近隣自治体を中心に活動する団体等であること。
 - ・川崎駅周辺に店舗、事務所等を置く事業者の商品の販売、サービスの提供、PR等を含むイベントを実施する団体等であること。
 - ・本市在住の個人によるオリジナル商品、サービスの提供を含むイベントを実施する団体等であること。
 - ・本市の施策等の推進に寄与する取組を行う団体等、又はそれらの団体等と連携したイベントを実施する団体等であること。

4. イベント実施にあたっての条件

イベントは以下の条件のもと実施してください。

- ① 近隣の商店街などの商業者と連携するなど、川崎駅周辺の地域経済活性化や回遊性の向上に資する取組を実施すること。
- ② イベント実施時に、会場内にベンチやテーブルを設置するなど、来場者の利便性、快適性の向上に資する取組を自らの企画として実施すること。また、飲食店舗の出店がある場合には適切な規模の飲食スペースを設けること。

- ③ イベント実施の際は、来場者等が利用するゴミ箱等を設置し、適切に利用されるように事業実施者が管理すること。またイベント実施の前後には、会場内の清掃を実施すること。その際発生したごみ等の処分についても、事業実施者において処理をすること。
- ④ アンケート調査、通行量調査、音量調査の実施等、実証実験を通して、事業エリアの活用に関する課題の解決に努めること。
- ⑤ イベント実施後、収支報告書を提出すること。
- ⑥ 会場内に事業者の問い合わせ先を明示すること。

5. イベント参加希望者への対応について

- ① 事業準備期間及び事業実施期間中にイベントへの参加、出店等を希望する者があった際には、出店内容等が本事業の目的等に反さない場合で、物理的、時間的制約が許す場合には、参加が可能となるよう努めてください。また、直近のイベントへの参加が難しい場合も、次回開催を案内するなど、適切な対応に努めてください。
- ② 参加の希望があった場合は、速やかに本市と協議、調整を行うとともに、出店等の手続きについては事業者において対応をしてください。
- ③ 本市に対して、参加希望等を含む問い合わせ等があった場合には、事業者の連絡先等をお伝えさせていただく場合があります。

6. 応募手続き

① 応募手続き

本要項の内容を熟読し、下記提出書類を付して持参又は郵送で応募してください。
疑義がある場合は、次号の質問期間内に様式6による質問を受け付けます。

② 応募期間等

質問：令和4年2月22日（火）～令和4年2月28日（月）17時必着

応募：令和4年2月22日（火）～令和4年3月17日（木）17時必着

③ 提出書類

(応募時に提出するもの)

参加申込書（様式1）

事業計画書（様式2-1、2-2）（7②をご参照ください。）

配置図（様式3）（7②をご参照ください。）

誓約書（様式4）

暴力団排除条例に基づく誓約書兼同意書（様式5-1、5-2）

団体規約、会則その他これらに類するもの

法人登記簿（履歴事項証明書）（法人の場合）

(決定した場合に提出するもの)

後援申請書

詳細計画書（7③をご参照ください。）

④ 提出先

210-0004 川崎区宮本町 6 番地 明治安田生命川崎ビル 8 階
まちづくり局拠点整備推進室 担当 中西、柏原
電話 044-200-3027

⑤ スケジュール

令和4年2月22日(火)	募集開始
令和4年2月28日(月)	質問締め切り
令和4年3月1日(火) ～令和4年3月7日(月)	質問回答
令和4年3月17日(木)	応募締め切り
令和4年3月24日(木)	審査委員会
令和4年3月下旬	仮採用者調整
令和4年4月上旬	審査結果通知
令和4年4月 ～令和4年5月	後援手続き 各種申請・届け出等 イベント準備
令和4年5月～令和4年12月	イベントの定期的な実施

7. 事業計画書等の作成について

① 事業計画書(概要)(様式2-1)の作成について

事業期間を通じた実施予定の概要について様式に従い記載してください。

② 事業計画書(様式2-2)、配置図(様式3)の作成について

事業期間を通じた事業計画、レイアウトについて記載してください。なお、各イベントに参加する店舗等が決定していない場合、具体的な店舗名等を記載する必要はありませんが、期間内に実施する大まかな内容(ジャンル等)について記載してください。その際、記載内容が後述の審査項目において、どの項目について着目してほしいかを指定してください。一つの内容について、複数の審査項目を指定しても構いません。同じ審査項目を複数の内容に対して指定しても構いません。様式については複数枚使用して構いません。一度も指定されていない審査項目については得点が低くなる可能性があります。(別添使用のイメージも参照)

③ 詳細計画書の提出について

実施する各イベントについて、参加する店舗の情報などを含めた詳細な計画を各イベントを実施する1週間前までに報告してください。

④ 実施内容の変更について

提出した事業計画書、詳細計画書の内容に変更がある場合は、事業者決定後であっても変更内容について、その都度本市に報告してください。

8. 審査

① 提案内容の調整

本市による審査に並行して、提案内容について本市が周辺商業施設等と調整を行い、提案内容の変更をお願いする場合があります。

② 審査方法

本市が設置する選定委員会において、提出書類についての提案者による説明、質疑に基づき、後述の審査項目に基づく提案内容の審査を行います。

なお、選定委員会は令和4年3月24日(木)に実施しますので、ご出席いただくとともに、提出書類についての説明をお願いします(実際に御来庁いただく時間等については申込後にご連絡いたします)。

選定委員会における説明及び質疑についてはそれぞれ10分程度を想定しています。また、審査において基準点を上回った提案をすべて仮採用とし、その後、仮採用者のうち得点の高い提案者から順に、本市から、開催日程、開催スペース等の調整をさせて頂き、調整が整わなかった提案を除き本採用とします。

③ 審査項目

審査は以下の項目に従い実施します。

- ・回遊性の向上やエリア価値の向上など事業目的を意識した事業計画となっているか
- ・具体性、継続性、実現性のある計画となっているか
- ・適切な業務実施体制、スケジュールとなっているか
- ・本市の魅力発信や周辺事業者との連携に積極的か
- ・会場のデザインやレイアウトについて、歩行者が立ち寄り、滞在しやすい等、魅力的な空間となっているか
- ・新たなコミュニケーションが生まれるなど、市民の生活に豊かな時間を提供できる取組となっているか
- ・収益外事業を積極的に取り組んでいるか
- ・イベント参加希望者がより参加しやすい実施体制、計画となっているか
- ・歩行者の通行等について、周辺環境と調和した計画となっているか
- ・類似実績を有しているか
- ・感染症対策等、社会情勢を踏まえた計画となっているか

9. その他

① 本要項等の遵守について

事業実施者は、事業の実施にあたり本要項及び関係法令、その他の通知等を遵守するとともに、各出店者等の関係者の遵守について指導義務を負うものとします。

② 会場の使用条件

・別添事業エリア詳細図に示す、事業エリア内で事業を実施してください。また、レイアウトに当たっては、事業エリア内であっても、同図に示す歩行者等の流入出地点間での歩行者等の円滑な通行が確保されるようにするなど、周辺環境に配慮してください。

- ・事業エリア外の利用を希望する場合は、事前に本市と協議の上、承諾を得てください。
- ・別添事業エリア詳細図に示す、「歩行者動線に注意が必要なエリア」については、車道側の歩行者動線の幅員が狭いため、当該動線付近に誘導員を配置するか、事業実施エリア内に別途、幅員 2m 以上の歩行者通行空間を確保してください。
- ・事業実施に係る什器については、事業者にてご準備ください。
- ・インフラ設備として、別紙のとおり、電源施設、給排水施設、資材置場が利用可能です。利用に際しては事前に本市と利用方法等について協議が必要です。また、利用に際して、延長コード、石鹸、消毒液等の周辺什器については事業者にてご準備いただく場合があります。
- ・アンプ等の音量を拡声する設備やドラムセット等を使用する際は、音量等について周辺環境等にご配慮ください。なお、その際、音量測定など、周辺環境への影響についての調査にご協力いただく場合があります。
- ・搬入及び搬出については、その方法について、本市、道路管理者、交通管理者等の指示に従い、周辺設備、周辺交通に配慮して実施してください。
- ・廃棄物については、事業者の責任と費用において、関係法令等に基づき適正に処理を行ってください。

③ 禁止事項等

本募集への応募及び実施する事業について、以下の事項に該当する場合は事業実施をお断りする場合があります。

- ・提出書類に虚偽の記載等があった場合
- ・布教活動、宗教活動、政治活動、違法なセールス、悪質な勧誘を目的としている場合
- ・寄付金の募集、募金活動
- ・マルチ商法、無限連鎖商法等に関する事業内容であると判断された場合
- ・法令等及び公序良俗に反する、又はその恐れがある場合
- ・その他本市が不相当と判断した場合

④ 悪天候時の対応について

イベント実施日が悪天候であった場合、事業者にて事前に順延日を設定するなど、イベント実施頻度を維持するように努めるものとしますが、やむを得ない場合には本市と協議の上、中止とすることができます。

⑤ 緊急時対応

出店中の突然の荒天や事故、災害等、不測の事態が発生した際は、直ちに本市へ報告してください。

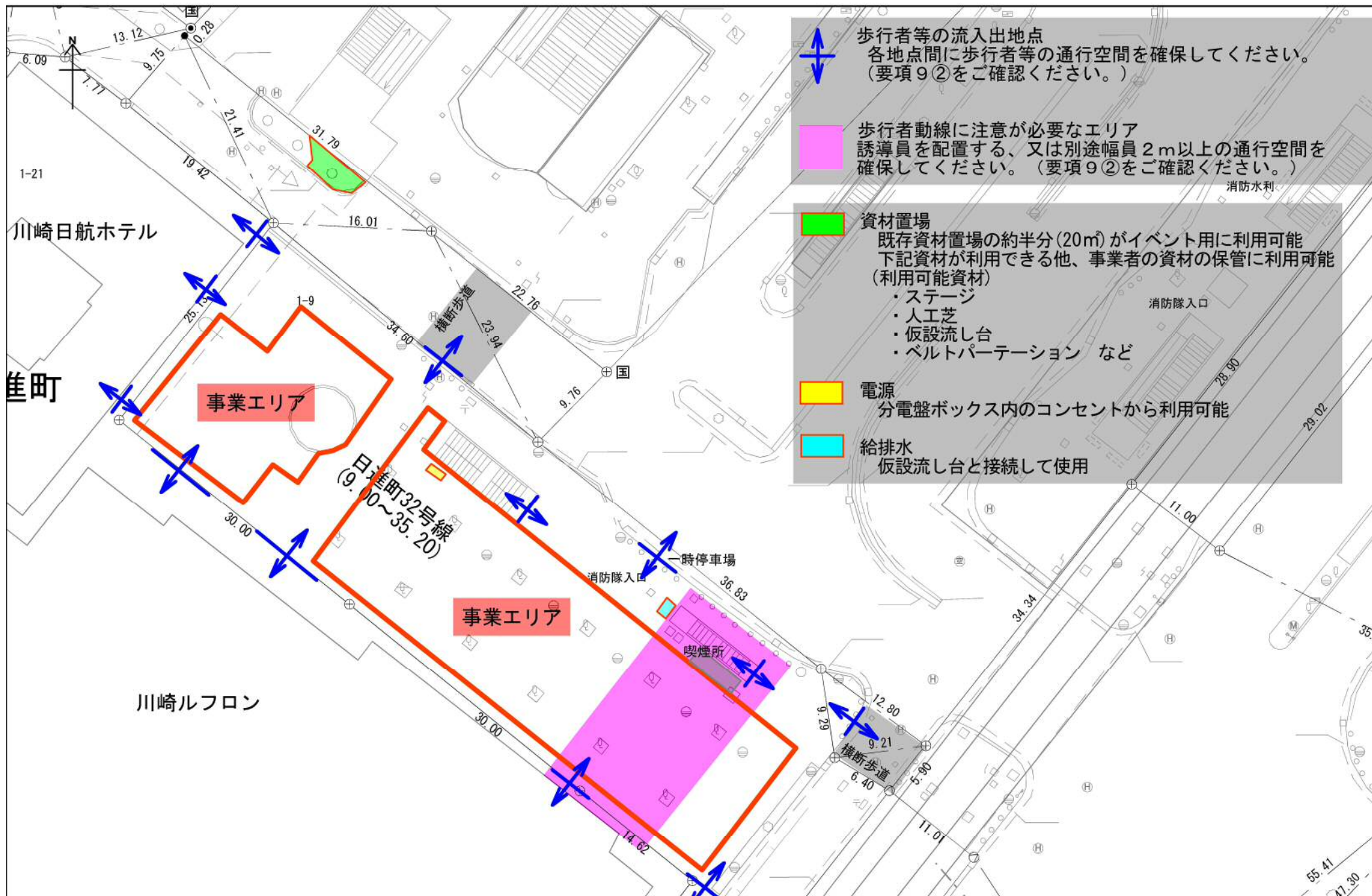
⑥ 免責


- ・決定の通知後であっても、募集対象の条件等や、本要項の禁止事項、関係法令等の違反等が判明した場合、実施をお断りする場合があります。また、これにより事業者、出店者、その他関係者に生じた一切の損害の補償等はいりません。


- ・事業実施中の盗難・事故、販売品の瑕疵、食中毒その他出店者間、購入者間の諸問題について、本市はその一切の責を負いません。
 - ・事業者及び出店者等の関係者が第3者に対して損害を与えた場合、事業者及び当該出店者の責任と費用をもって解決するものとします。
 - ・天候や災害等、本市の責めに帰さない原因による実施日程の変更や実施の中止によって生じた損害について本市は一切補償いたしません。
 - ・出店者の商品、接客に関する事等、事業者に起因する苦情等が本市宛てにあった場合には、事業者の連絡先を伝える場合があります。
 - ・事業実施エリアを、本市において公用又は公共の用に供すること、その他の公共的な原因のため実施日程を変更または実施を中止等とした場合に、それらによって生じた損害について本市は一切補償いたしません。
- ⑦ 実施状況の記録及び公開について
本市は事業実施中に店者並びに出店内容について、撮影等による記録を行い、その記録を web サイト、印刷物、その他の公開する資料等に使用することがあります。
- ⑧ 実施内容の調整について
事業実施期間中であっても、周辺商業施設等との調整や、実施状況等を踏まえ、本市の判断によって実施内容、実施頻度等について変更を指示する場合があります。
また、事業エリアにおいて、過年度より継続されているイベント、周辺事業者等によるイベント等を実施する場合や、本市の事業に関連する取組等で事業エリアを使用する場合に、事業実施の日程及び内容について調整をお願いする場合があります。
- ⑨ 追加の募集等について
事業実施期間内であっても、本市等において、別途同様の募集を行う場合があります。
- ⑩ 本募集に係る権利の譲渡等の禁止について
本募集に係る事業実施についての権利を他者へ譲渡・転貸することはできません。


10. 新型コロナウイルス等の感染症対策


- ・出店者等はマスク等を着用してください。
- ・利用時、来場時の消毒や手洗いの徹底をお願いします。
- ・出店者等の関係者で発熱等の症状や体調が優れない場合は、出店を取りやめる等の対応をしてください。
- ・人と人の距離を保ち、密にならないよう心がけるとともに、必要に応じて来場者へ呼びかけを行ってください。
- ・来場者が使うテーブル・椅子については、事業者による定期的な消毒を行ってください。
- ・出店者は「新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOA」のダウンロードをお願いします。
- ・その他、利用の形態に応じて、業種ごとのガイドライン等を参考に、感染防止対策を自主的、積極的に進めていただきますようお願いします。
- ・事業実施時の感染状況、緊急事態宣言等の発令状況等によって、開催を中止する場合があります。




- 

歩行者等の流入出地点
各地点間に歩行者等の通行空間を確保してください。
(要項9②をご確認ください。)
- 

歩行者動線に注意が必要なエリア
誘導員を配置する、又は別途幅員2m以上の通行空間を確保してください。
(要項9②をご確認ください。)
- 

資材置場
既存資材置場の約半分(20㎡)がイベント用に利用可能
下記資材が利用できる他、事業者の資材の保管に利用可能
(利用可能資材)
・ステージ
・人工芝
・仮設流し台
・ベルトパーテーション など
- 

電源
分電盤ボックス内のコンセントから利用可能
- 

給排水
仮設流し台と接続して使用

25 m
1:500

